

審査基準

1 評価方法について

審査委員は、提出された申請書等及びヒアリングにより、「事業評価」及び「価格評価」の採点を行います。

2 審査基準について

(1) 事業評価

ア 申請者から提出された書類により、以下の項目について審査を行います。

なお、事業評価の配点は審査委員1人当たり200点とします。

【A-1】事業計画書の内容が、市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること（指定手続条例第3条第1号）			
審査項目	審査内容	配点	
施設の設置目的及び市が示した管理の方針	施設の設置目的に合致した内容であるか	8	56点 (※1)
	市の管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	8	
	団体の経営理念等は適切なものであるか	4	
平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業内容等に偏りがないか	4	
	利用者の公平な利用への配慮があるか	8	
目標指標を達成するための方策やサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か	8	
	募集要項に示した内容の提案は適切か	8	
	自主事業の提案は市が意図した企画となっているか	8	
【A-2】事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続条例第3条第2号）			
審査項目	審査内容	配点	
利用者増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	広報計画の内容が適切か	8	64点 (※1)
	利用増への取組内容が効果を期待できるものであるか	8	

	地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか	8	
施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか	8	
	求めている内容が事業計画書で提案されているか	8	
	施設管理、安全管理は適切か	8	
	危機管理体制及び防災に関する研修・訓練計画は適切か	8	
	維持管理は効率的に行われているか	8	

【A-3】事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること（指定手続条例第3条第3号）

審査項目	審査内容	配点	配点
収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	8	44点 (※1)
	収支計画の実現可能性はあるか	8	
安定的な運営が可能となる組織体制	職員体制は十分か	8	
	職員採用・確保等の方法は適切であり、十分な見通しがあるか	4	
	職員の指導育成・研修体制等により能力の確保が図られているか	8	
安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全であるか	4	
	金融機関や出資者等の支援体制は十分か	4	

【A-4】公の施設の設置の目的を効果的に達成するための基準（指定手続条例第3条第4号）

審査項目	審査内容	配点	配点
類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか	8	36点 (※1)
地域振興	地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組みが提案されているか	8	
	地元人材の雇用や障害者等の雇用への取組及び男女共同参画の推進に向けた取組がなされているか	4	

		再委託や物品調達など市内事業者の積極的な活用に配慮がなされているか	4	
	地球環境に配慮した取組	地球環境に配慮した取組みが提案されているか	4	
	その他提案	新たなサービス展開に向けた提案や地域活性化につながる提案等があるか	8	
A 事業評価点（各審査委員の採点の合計点）				

(※1) 審査委員1人当たりの配点

イ 事業評価における採点基準

事業評価の項目ごとに審査委員1人当たりの配点を下記の基準で定めた点数で採点します。

なお、事業評価項目のうち1項目でも「E 該当しない（要求水準を満たさない）」となった申請者は、他の合計点数に関わらず指定管理者として不適格と判断し、順位付けを行わないものとする。

採点の基準		配点 4点	配点 8点
A	特に優れている (要求水準を大きく上回る)	4点	8点
B	優れている (要求水準を上回る)	3点	6点
C	普通 (要求水準を満たしている)	2点	5点
D	劣っている (要求水準は満たしているが具体性に欠ける)	1点	1点
E	該当しない (要求水準を満たさない)	0点	0点

(2) 価格評価及び評価値

ア 価格評価

価格評価については、申請者の提案価格（税込額）を基に以下の基準により審査を行います。配点は50点です。

【B-1】事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること (指定手続条例第3条第2項)		
審査項目	審査内容	配点
施設の管理運営に係る経費の内容	以下の演算式により算出する(※1) 最低提案価格(※2,3) 得点 = $\frac{\text{最低提案価格(※2,3)}}{\text{当該申請者の提案価格(※3)}} \times \text{配点}$	50点
B 価格評価点(上記により算出)		

(※1) 得点は、小数点以下を切り上げ、整数で算出する

(※2) 最低提案価格は、提案価格の最も小さい応募者の価格とする

(※3) 最低提案価格、提案価格はそれぞれ5年間の合計値で算出

イ 評価値

審査委員1人当たりの評価値は、事業評価点(A)と価格評価点(B)の合計値により算出し、満点の場合は、250点となります。

原則として、各審査委員の評価値の合計値が最も高い申請者を候補者として選定します。

3 最低制限基準について

審査委員全員が満点をつけた場合の合計得点の60%を最低制限基準とします。

申請者が1者しかない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定せず、再度募集等を行います。

【最低制限基準】(事業評価の配点+価格評価の配点)の60%